

富山県地域包括ケア活動実践団体登録要領

1 登録制度の目的

高齢者の日常生活を支援するボランティア団体や、社会貢献活動の一環として高齢者への支援を行う事業者など、地域包括ケアに関する活動を実践する団体や事業者（以下「実践団体」という。）を登録・公表することにより、高齢者を地域で支える活動を広く県民に周知するとともに、こうした活動の拡大を図り、地域包括ケアシステムの構築を促進するものです。

2 対象団体

実践団体として登録する団体や事業者は、富山県内に活動拠点がある任意団体（住民組織、老人クラブ、地区社会福祉協議会等）、NPO、民間企業、協同組合、医療機関、介護サービス事業所等であって、地域包括ケア活動の趣旨を理解し、3に示す活動を原則として継続的に実施している（確実に実施が見込まれる場合を含む）ものとします。

3 登録の要件となる活動内容

実践団体として登録する活動内容は、次に掲げるものとします。

団体種別	活動内容
任意団体、NPO等	無料又は低額で行う次の活動 ・介護予防、生きがいづくりとなる居場所の運営 ・見守り、声掛け、話し相手 ・配食サービス ・食事作り、掃除、ゴミ出し、洗濯等の家事援助 ・軽作業の代行（草むしり、電球交換等） ・外出の手助け（通院時の送迎など） ・買い物代行 等
民間企業、協同組合等	(1) 社会貢献活動としての次の活動 ・介護予防、生きがいづくりとなる居場所の運営 ・市町村と連携した見守り、徘徊・見守りSOSネットワークへの協力 ・認知症サポーター養成など認知症高齢者への支援 等 (2) 生活支援・介護予防の向上につながる次のサービス等（営利活動を含む） ・宅配サービス、移動販売 ・ICTを活用した見守り、生活支援サービス 等
医療機関、介護サービス事業所等	社会貢献活動の一環として、無料又は低額で行う次の活動（診療報酬・介護報酬の対象となるものを除く） ・健康づくり教室や認知症に関する相談会の開催 ・在宅医療・介護に関する市民等への普及啓発活動 ・在宅医療と介護の連携に関する研修会の開催 等

4 登録

- (1) 実践団体として登録を受けようとする団体は、様式1「富山県地域包括ケア活動実践団体申出書」により、富山県地域包括ケアシステム推進会議会長（以下「会長」という。）に申し出てください。
- (2) 会長は、申出を受けたときは、活動内容等を確認のうえ、実践団体として登録を行います。

5 県民への周知等

会長は、登録団体に対し、①登録ステッカーを配布するとともに、②富山県ホームページや各種印刷物に名称、所在地、活動内容等を掲載することにより、社会貢献活動として地域包括ケアに積極的に取り組む団体として県民に広く周知・公表を行います。

6 有効期間

登録又は更新時から1年間とします。なお、登録団体から登録取消しの申出がない限り、自動更新するものとします。

7 登録の取消し・変更

活動内容が登録団体として相応しくないと認められる場合又は登録団体から登録取消しの申出があった場合は、登録を取り消します。

登録の取消しを希望するときは、様式2「富山県地域包括ケア活動実践団体取消申出書」により会長に申し出てください。また、登録内容を変更するときは、様式3「富山県地域包括ケア活動実践団体変更届出書」により会長に申し出てください。

8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ、会長が定めます。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行します。